

患者さまへ

処方せんの記載についてのお知らせ

(一部のお薬が一般名で処方されております)

当院で発行する院外処方せんは、一部において『先発医薬品』か『後発医薬品（ジェネリック薬）』を患者さまに保険薬局にて選んでいただくことが出来るように“**一般名処方**”の記載を行っております。医師が商品名を指定して処方する場合や後発品が存在しないお薬などに対しては、今まで通りの商品名での記載となります。

ご不明な点がございましたら、受付職員にお問い合わせいただくか、主治医にご相談いただきますようお願いいたします。

＊一般名処方の処方せんを発行するとは＊

これまでは、『製薬会社が独自につけたお薬の名前（＝商品名）』と『後発医薬品には「会社名」を付加』して処方せんに記載するのが通常でした。それに対して、一般名処方では商品名や会社名を指定せず、お薬の効果を表している『有効成分の名前（＝一般名）』のみで処方を行うことをいいます。

＊どうして一部なのか？＊

すべてのお薬には、もちろん成分がありますので、どのお薬も成分名（一般名）で表すことができます。しかし中には2～3種類の成分が混合されているものや、一般名にすることが難しいお薬もあります。また、一般名で処方しても選べるお薬が1つしかないケースもあります。当院では、患者さまに間違いなくお薬が渡るよう・患者さまが有益なお薬選びができるよう細心の注意を払って薬剤を選んでおります。

一部において【般】と表記されているお薬（一般名処方）の処方せんを発行。

このお薬は、患者さまご自身が保険（調剤）薬局で先発医薬品または、後発医薬品を選択することになります。お薬の商品名に対するお問い合わせにおきましては、保険薬局にご相談ください。

また、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の

柔軟性を増し、患者さまに安定的に薬物療法を提供する観点からも一般名処方での処方せん発行を

行っております。